

# 西区農業委員会だより

第47号

平成30年  
11月1日

新潟市西区農業委員会：〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 TEL 025-264-7811

台風一過！  
小春日和 *de* すすきみち

撮影：西区金巻新田地内



## リピーターでいっぱい！「黒鳥茶豆まつり」

「黒鳥茶豆まつり」が9月30日（日）黒埼南部公民館で開催されました。



野菜の販売コーナー



茶豆・おにぎりの試食コーナー

毎年恒例の「黒鳥茶豆まつり」開催は、心配された天候も良好、結果も良好、評判も上々でした。試食コーナーでは、秋後半の甘みの強い「みかづき姫」、白毛品種で枝豆シーズンのとりを飾る豆と新米がうまくコラボしていました。

「欲しい物があったらお早めに」の半日でした。

## 今年も大評判！！「西区大農業まつり」

「西区大農業まつり」が10月6日（土）  
メイワサンピア広場で開催されました。

新潟市西区の砂丘地で生産された全国ブランドの「赤塚大根」をはじめ、毎年恒例の「新米・大根・ねぎ」の収穫祭。台風25号のもたらした南風を追い風に、熱い大根の争奪戦の長い列ができました。評判は上々でしたが、特に旬の泥つき大根は少々小ぶりのためか1人6本までと制限があり、11時ころには完売となりました。そのほか、ガラポン抽選会や、大鍋による「豚汁」については、1杯100円で800人分を用意し、「おにぎり」といっしょに販売され、これも行列でした。

また、地元商工会のアンケート調査や、西蒲原土地改良区からは、排水改良の模型による実験を見ながらの学習もありました。



野菜の販売コーナー



大鍋800人分

## 農地パトロールを実施しました

7月、8月の新潟県下一斉農地パトロールにあわせて、農業委員会とJA等農業団体による違反転用調査、荒廃農地調査を実施しました。西区において特に懸念されているのが、赤塚地区、四ツ郷屋地区、そして内野地区に広がる荒廃農地6.6ヘクタールです。高低差を解消し優良農地に改良する農地の形質変更や農業関連会社による小麦栽培での農地の復元、また地元農家による営農の拡大により、西区内の荒廃農地は徐々に解消されていますが、農業の後継者不足や高齢化に対して十分に対応されていません。農業委員会では、荒廃農地の把握と受委託による農地流動化推進にむけて、さらに施策を推進していきます。



7月26日実施 内野地区違反転用調査



8月17日実施 赤塚地区荒廃農地調査

## 30年産米の稲作作況状況について



今年、全国的にも変動の激しい年でした。地震風雨災害による農業被害も深刻です。

新潟県においても、7月8月の異常なほどの高温と9月の長雨に見舞われて、水稻の収穫作業が進まず、秋野菜の成育も不十分で農家にとっては天候に翻弄された年でした。

JAみらい管内、10月12日に公表された作況は、一等米比率70%、収穫高も平年よりも大幅に少ない昨年並みの一反当たり約450キロとなりました。

天候を適宜判断し、良質米の産地として次年度の稲作につなげてほしいと願っております。

写真は、9月上旬、「こしいぶき」収穫中の西区藤野木の農家、田巻強さんです。



# 農地を貸したいとお考えの方!!

農地中間管理機構

「お得・安心」な制度を活用しましょう!

## 大変お得です!

○ **2.5万円 / 10aの協力金<sup>(注)</sup>が受け取れます。**

- ① **交付対象者**: 機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアする農業者
  - ② **交付要件**: 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を10年以上機構に貸し付けること
  - ③ **交付単価**: 2.5万円 / 10a (ただし、下限10万円、上限70万円)
- ※ **遊休農地の所有者**でも、所有する全ての遊休農地について、機構への貸付け意思を表明することで、遊休農地を除く農地が協力金の交付対象となります。
- (注)平成29年度の交付単価。平成30年度の交付単価は、国の当初予算等の状況を踏まえ、決定します。

○ **固定資産税が1 / 2に軽減されます。**

- ① **対象者**: 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を、新たに、まとめて、機構に10年以上貸し付けた農業者
  - ② **軽減期間**: 機構への貸付期間が10年以上で3年間、15年以上で5年間
- ※ 平成28年度の協力金の受給者のうち、**約97%の1,579人(対象面積1,347ha)**がこの軽減措置の適用を受けました。

## とても安心です!

**納税猶予が継続されます。**

- 機構に貸付けを行った場合でも、相続税や贈与税の納税猶予が継続されます。詳しい内容は事前に税務署へご確認ください。特に平成21年度以前から適用を受けている方は注意が必要です。

**賃料が確実に支払われます。**

- 受け手からの賃料の徴収は機構が行います。
- 不作の年でも、毎年決まった時期に、機構が確実に賃料を支払います。



**契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。**

詳しくはお近くの市町村、農業委員会、JAなどにお問い合わせください。

公益社団法人新潟県農林公社(新潟県農地中間管理機構)  
☎025-285-8442 [ホームページ]http://www.nochibank-niigata.com/  
新潟県農林水産部地域農政推進課 ☎025-280-5292